

【任意後見監督人の選任手続】

**Q 1 任意後見監督人が選任された旨の書類が裁判所から届きました。
まず何をしたらよいですか。**

任意後見監督人が選任された旨の書類（審判書謄本といいます）を、任意後見監督人が受け取ると任意後見契約の効力が発生し、その時点で任意後見受任者は正式に任意後見人となります。

任意後見監督人の主な仕事は、任意後見人の後見事務を監督するほか、急迫な事情がある場合に任意後見人に代わって必要な処分を行うこと、また、本人と任意後見人との利益が相反する行為について本人を代理すること等です。

任意後見監督人が選任されたら、以下の1から3の書類及び所定の添付資料を、おおむね1か月以内に任意後見監督人に提出します。提出期限は、審判書謄本に同封されている書面に記載してありますので確認してください（1から3の書類は、審判書謄本に同封されています。）。

1 任意後見事務報告書（初回報告）

2 財産目録

本人の資産（預貯金・現金、有価証券、不動産、保険等）及び負債の内容を調査します。任意後見人以外の方が本人の財産を管理している場合は、その方から、本人の財産関係の資料（通帳、証書等）を受け取ります。

そして、その内容を「財産目録」に記載します。

また、本人の預貯金通帳をすべて記帳し、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び申立て時以降の取引履歴のコピーを取って提出してください（変動がない場合でも提出してください）。

新たに判明した財産がある場合は、財産目録に記載するとともに資料一式を提出してください。

3 収支予定表

本人の年間の収入及び支出の予定を立て、「収支予定表」に記載します。収入より支出が多い状態（赤字）が続くと、本人の財産が減少し、平穏な生活が困難になってしまう可能性がありますので、適切な予算を立てるよう心掛けてください。

金融機関への届出

任意後見契約が発効し、正式に任意後見人になったら、本人の預貯金を保護するために、本人が取引している金融機関すべてに届出書を提出してください（任意後見契約により、本人の預貯金の管理に関する代理権が付与されている場合）。また、通帳の名義や、キャッシュカードの取扱いなどは、金融機関によって異なります（詳細は各金融機関にお尋ねください）。

なお、届出には、任意後見人であることの証明書（7頁、Q2）が必要になります。証明書が交付されるまでの期間（約2週間）が待てない事情がある場合には、裁判所にご相談ください。

個人番号（マイナンバー）についての留意事項

任意後見人が本人のマイナンバーを管理する場合は、カードの紛失や漏えい等に十分に留意し、適切に管理してください。

成年後見関連事件については、本人及び任意後見人のマイナンバーは必要ありませんので、任意後見監督人や裁判所に対して、連絡や提出をしていただくことはありません。

裁判所の担当者を名乗って、本人及び任意後見人のマイナンバーを聞き出そうとする詐欺行為が予想されますので十分ご注意ください。